

第 245 回 山形県建築審査会 議事録

日 時：令和 2 年 11 月 27 日（金）

場 所：県庁 1002 会議室

【午後 1 時 5 5 分 開会】

出 席 佐藤委員、吉原委員、粕谷委員、鎌水委員、鈴木委員

欠 席 松山委員、齊藤委員

事務局 建築住宅課：佐藤、鈴木、氏家、本間、石川、加藤

都市計画課：大沼

（建築住宅課からの挨拶後に、事務局より審査会成立の報告があった。）

佐藤会長

議事録署名人を「吉原委員」と「鎌水委員」に依頼します。

議第 1 号「建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

（建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定による許可について説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

粕谷委員

今回の計画はぱちんこ屋から工場への用途変更ですが、用途変更に伴う建築工事がなくても、可動式のポータブルの工具を持ってきて製造するとなった場合は、許可対象となりますか。

事務局

第二種住居地域内においては、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m²を超えるものは建築してはならないとされているので、これに該当すれば許可が必要となります。

粕谷委員

条文で建築してはならないとされていますが、例えば建築行為がなされずに建築物の用途が変わる場合でも、この条文は適用されますか。

事務局

建築基準法の読み替え規定により、建築物の用途を変更する場合も適用されます。

鍵水委員

本工場において、コンプレッサーはどのように利用されますか。

事務局

工場で使用する工具類の動力として使用します。なお、コンプレッサーから各工具へは配管により動力を供給するので、コンプレッサーの移動はありません。

吉原委員

敷地が広いですが、許可後、敷地内に工場を増設しようとする場合は再度許可が必要ですか。

事務局

今回の許可条件に変更があれば、再度許可が必要となります。

佐藤会長

意見も出尽くしたようですので、議第1号について審査会として同意することはいかがでしょうか。

異議がないようですので、議第1号については同意することといたします。

佐藤会長

次に、議第2号「建築基準法第43条第2項二号の規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(建築基準法第43条第2項二号の規定による許可の包括同意に係る報告案件4件について説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

ないようですので、県から提出されました議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

事務局

ありがとうございました。事務局からは以上ですが、皆様から他に何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして第 245 回山形県建築審査会を閉会いたします。

次回の開催は令和 3 年 2 月頃を予定しています。

【午後 2 時 25 分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
